

お客様各位

あすか社会保険労務士法人
代表社員 菊地秀明

国の助成金等を使ったコロナ危機の打開方法

お客様におかれましては、先の見えないコロナウイルスの蔓延につき、大きな不安をお抱えの事と存じます。その不安を少しでも取り除ければと思ひ、急きよ、本書面をお届けする次第です。なお、ご不明な点については、ご一報頂きたく存じます。

記

1. 受注量等が減り従業員を休業させる場合（雇用調整助成金）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、最近1カ月の販売量、売上高等が前年同期に比べ**10%以上減少**している事業主が従業員を休ませる場合
…従業員に休業手当（給与額の60%程度以上）を支払い、**支払った休業手当の3分の2**については国から助成金（雇用調整助成金）として事業主に支給されます。

2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休業取得支援（新助成金）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、休業した小学校等に通う子の保護者である従業員に休みを与える場合
…従業員に賃金全額（有給休暇を取得した場合と同様の扱い）を支払い、支払った賃金総額の100%（上限額8,330円）が国から助成金として事業主に支給されます。

3. ケース別対応表

	新型コロナの影響で 事業縮小による休業	小学校等の休業 による対応	新型肺炎にかかっ た場合の休業	従業員本人の体 調不良の休業
休業手当支払	要	不要※1	不要※2	不要※3
助成金等	1	2	無	無

※1 **有給休暇以外の休暇制度を取得させ、賃金全額支払うことで助成金対象**となります
※2 健康保険から傷病手当金が支給されます ※3 通常の欠勤、有給休暇で対応
(発熱の状況での判断基準づくりが難しい場合等、必要な場合はご相談ください)

4. その他（融資／運転資金等について）

令和2年3月2日、新型コロナウイルスがセーフティーネット保証制度（突発的災害）の対象に指定されました。これにより、利率・保証料等が有利な融資制度等が各都道府県単位で発表される予定になっています。詳しくは、ご契約先の税理士さんにご相談下さい。

5. 少しでもお役に立てればと存じます。お電話をお待ちしております。

いわき事務所：TEL 0246-38-9001 / 茨城事務所：TEL 029-219-7188